

吸収合併に係る事前開示書面

2021年6月11日

大阪製鐵株式会社

2021年6月11日

吸収合併に係る事前備置書面

大阪市大正区南恩加島一丁目9番3号
大阪製鐵株式会社
代表取締役社長 野村泰介

当社は、日本スチール株式会社（以下「消滅会社」といいます。）を消滅会社、当社を存続会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）に際し、法令の定めに従い、吸収合併契約等の内容その他法令に定める事項を記載した本書面を当社本店に備え置くことといたします。

1 吸収合併契約の内容（会社法第794条第1項）

別添の「合併契約書」に記載のとおりです。

2 吸収合併対価の割り当ての相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第1号）

日本スチール株式会社は、当社100%出資の連結子会社であるため、当社は本合併に際して株式その他金銭等の交付を行いません。

3 新株予約権の対価の相当性に関する事項（会社施行規則第191条第2号）

該当事項はありません。

4 吸収合併消滅会社に関する事項（会社法施行規則第191条第3号）

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

日本スチール株式会社の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2の通りです。

（2）最終事業年度の末日後を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当する事実はありません。

- 5 吸収合併存続会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社施行規則第 191 条 5 号）

該当事実はありません。

- 6 本合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行見込みに関する事項（会社法施行規則第 191 条 6 号）

本合併効力発生日後の当社の資産額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併効力発生日後の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況につきまして、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本合併後における当社の債務について履行の見込みがあると判断しております。

- 7 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の内容を、ただちに開示いたします。

以上

吸 収 合 併 契 約 書

2021年4月26日

吸収合併存続会社：大阪製鐵株式会社

吸収合併消滅会社：日本スチール株式会社



合併契約書

大阪製鐵株式会社（以下、「甲」という。）および日本スチール株式会社（以下、「乙」という。）は、両社の合併に関し、以下のとおり合併契約を締結し、本契約書（以下「本契約書」という。）を取り交わす。

（合併の方法）

第1条 甲と乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下、「本合併」という。）する。

（当事者の商号および住所）

第2条 合併当事会社の商号および本店住所は、以下のとおりである。

吸収合併存続会社：（商号）大阪製鐵株式会社

（住所）大阪府大阪市大正区南恩加島一丁目9番3号

吸収合併消滅会社：（商号）日本スチール株式会社

（住所）大阪府岸和田市臨海町11番地

（効力発生日）

第3条 本合併がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、2021年8月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議のうえ、会社法の規定にしたがい、これを変更することができる。

（合併に際しての対価の交付および割り当て）

第4条 甲は、甲が乙の発行済株式の全部を所有しているため、本合併に際して、乙の株主に対して、その有する株式に代わる金銭等の交付を行わない。

（合併により増加すべき資本金及び準備金）

第5条 甲は、合併により資本金及び準備金の額は増加しないものとする。

（会社財産の承継）

第6条 乙は所有する一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日に甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

(会社財産の管理等)

第7条 甲および乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって各業務を遂行し、かつ、一切の財産の管理を行う。

2 本合併に重大な影響を及ぼす事項を行うときは、別途甲乙協議のうえ、相手方の同意を得て行うこととする。

(従業員の雇用)

第8条 甲は、効力発生日において、乙の従業員を甲の従業員として雇用する。

2 勤続年数は、乙の計算方式による年数を通算するものとし、その他の細目については甲及び乙が協議して決定する。

(合併承認総会の省略)

第9条 甲は会社法第796条第2項、乙は同法第784条第1項に基づき株主総会の承認決議を経ずに吸収合併する。

(本契約の解除等)

第10条 本契約締結後効力発生日に至るまでの間に、天災地変等の不可抗力その他の事由により、甲または乙の財産または経営状態に重大な変動が生じた場合または隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲乙協議のうえ、本契約の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第11条 本契約は、本契約について必要となる関係官庁等の許認可等を受けることができない場合には、その効力を失う。

(本契約規定以外の事項)

第12条 本契約に定めるもののほか、本件合併に関し必要な事項については、甲乙協議のうえ、定める。

(誠実協議)

第13条 本契約に規定のない事項又は本契約書の解釈に疑義が生じた事項については、甲および乙が誠意をもって協議のうえ解決する。

本契約の成立した証として、本契約書2通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印のうえ、各1通を保有する。

2021年4月26日

甲：大阪市大正区南恩加島一丁目9番3号

大阪製鐵株式会社

代表取締役社長 野村 泰介



乙：大阪府岸和田市臨海町11番地

日本スチール株式会社

代表取締役社長 廣口 貴敏



日
大
を
き
の
甲
1



第 3 3 期

事 業 報 告

自 2019年 4月 1日

至 2020年 3月31日

日 本 ス 子 一 児 株 式 会 社

貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	11,753,869	流 動 負 債	3,343,882
現金及び預金	15,278	支払手形	117,116
売掛金	3,204,737	買掛金	2,103,208
製 品	1,365,669	未 払 金	822,637
原 材 料	257,415	未払法人税等	173,130
貯 蔵 品	29,810	未払事業税	38,325
前払費用	1,052	未払消費税等	13,367
未収入金	12,337	未払費用	73,932
預 け 金	6,867,565	預 り 金	2,163
仮 払 金	2		
固 定 資 産	3,756,390	固 定 負 債	176,086
有形固定資産	3,663,933	退職給付引当金	174,086
建 物	137,242	長期未払金	2,000
構 築 物	31,079		
機械及び装置	1,462,664	負 債 合 計	3,519,969
車両及び運搬具	2,643		
工具器具及び備品	99,523	(純 資 産 の 部)	
土 地	1,822,373	株 主 資 本	11,990,249
建設仮勘定	108,404	資 本 金	498,200
無形固定資産	947	資 本 剰 余 金	400,200
電話加入権	947	資 本 準 備 金	400,200
		利 益 剰 余 金	11,091,849
		利 益 準 備 金	25,000
		そ の 他 利 益 剰 余 金	11,066,849
投 資 そ の 他 の 資 産	91,509	特 別 積 立 金	1,850,000
投資有価証券	266	繰越利益剰余金	9,216,849
長期貸付金	1,110	評 価 ・ 換 算 差 額 等	40
保 証 金	2,256	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	40
リサイクル預託金	21		
繰延税金資産	87,855	純 資 産 合 計	11,990,289
	15,510,259		15,510,259

損 益 計 算 書

自 2019年 4月 1日
至 2020年 3月31日

(千円)

科 目	金	額
経常損益の部		
営業損益		
営業収益		
売上高		9,846,263
営業費用		
売上原価	8,091,304	
販売費及び一般管理費	761,277	8,852,582
営業利益		993,680
営業外損益		
営業外収益		
受取利息及び配当金	14,070	
雑収益	34,020	48,091
営業外費用		
雑損失	8,031	8,031
経常利益		1,033,740
特別損益		
税引前当期純利益		1,033,740
法人税、住民税及び事業税	277,000	
法人税等調整額	43,317	320,317
当期純利益		713,423

貸借対照表及び損益計算書に関する注記

1. 上場有価証券の評価方法は、時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。
2. 有形固定資産の減価償却の方法は、法人税法に規定する方法と同一の基準に従い、1998年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く。)並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法、その他については定率法によっております。
3. 退職給付引当金は、従業員の退職に伴う退職金の支出に備えて、期末における退職給付債務から中小企業退職金共済制度による給付見込額を控除して計上しております。
4. 消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。
5. 繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。
6. 有形固定資産の減価償却累計額 5,941,983 千円
7. 1株当りの当期純利益 294 千円

株主資本等変動計算書

自 2019年 4月 1日
至 2020年 3月31日

(千円)

	株主資本				
	資本金	資本準備金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年4月1日残高	498,200	400,200	10,448,606		11,347,006
当期中の変動額					
剰余金の配当			△ 70,180		△ 70,180
当期純利益			713,423		713,423
自己株式の取得					
当期中の変動額合計	0	0	643,243	0	643,243
2020年3月31日残高	498,200	400,200	11,091,849	0	11,990,249

	その他有価証券 評価差額金
2019年4月1日残高	111
当期中の変動額	0
株主資本以外の項目の 当期中の変動額	△ 71
当期中の変動額合計	△ 71
2020年3月31日残高	40

個 別 注 記 表

1. この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。
2. 重要な会計方針
 - (1) 上場有価証券の評価基準及び評価方法
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
 - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
総平均法による低価法によっております。
 - (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産
 - I. 1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物
法人税法の規定による定額法によっております。
 - II. その他
法人税法の規定による定率法によっております。
 - ②無形固定資産
法人税法の規定による定額法によっております。
 - (3) 引当金の計上基準
 - ①賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しております。
 - ②退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、退職金規定に基づく当期末要支給額により計上しております。
 - ③役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支払に備えるため、会社内規による必要額を計上しております。
 - (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項
 - ①消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
 - (5) 表示方法の変更
繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。
3. 株主資本等変動計算書
 - (1) 期末発行済株式数
2020年 3月期 2,420株
 - (2) 当該事業年度中に行った剰余金の配当
2019年 6月26日の定時株主総会において、次の通り決議されました。

①配当金の総額	70,180千円
②配当の原資	利益剰余金
③1株当たり配当額	29,000円
④基準日	2019年 3月31日
⑤効力発生日	2019年 6月28日
4. その他の注記
 - (1) 有形固定資産の減価償却累計額 5,941,983 千円
 - (2) 1株当たり当期純利益 294 千円